

第 20 回関西広域連合委員会 議事概要

1 日 時 平成 24 年 5 月 19 日 (土) 午後 3 時 55 分～午後 6 時 30 分

2 場 所 大阪府立国際会議場 特別会議場 (12 階)

3 出席者

構成団体 井戸広域連合長、仁坂副広域連合長、山田委員、松井委員、平井委員、
橋下委員、竹山委員、荒川副委員、齋藤副委員

関西広域連合議会 (吉田議長、菅谷副議長、吉田 (清) 議員、山口議員、横倉議員、上島議員、
杉本議員、富田議員、大野議員、日村議員、尾崎議員)

エネルギー検討会 木村大阪府副知事

電力需給等検討PT 植田京都大学教授、白井京都大学教授

連携団体 門川京都市長、中村神戸市副市長
三重県、奈良県は担当課長等が陪席

議事 1 に関する説明 齋藤内閣官房副長官、細野原発事故収束・再発防止担当大臣

議事 2 に関する説明 関西電力(株) (八木取締役社長、香川取締役副社長、岩根取締役副社長)
国家戦略室 (伊原企画調整官)
資源エネルギー庁 (糟谷電力・ガス事業部長)
近畿経済産業局 (長尾局長)

4 議事概要

1 原子力発電所の安全確保と再稼働について

- ◆ 齋藤内閣官房副長官から、大飯原発再稼働に向けて理解をお願いしたい旨の説明があった。
- ◆ 細野大臣から、4 月 6 日に政府が示した安全性に関する判断基準について、想定を上回る地震や津波でも原発の安全性は確保され、中長期的な 30 項目の安全対策を進めるとの説明があった。
- ◆ 政府の安全性に関する判断基準のうち、基準 3 は、現時点で 30 の安全項目全てを満たしているものではなく、また、この項目設定が専門の委員会等の意見を聞くことなく定められていることから、再度、政府に対し申し入れを行うこととした。
- ・ なぜ民主党政権が国民から信頼を得られないかがよくわかった。国民の多くは福島原発事故の対策だけでは安心できないと思っている。基準 1～3 は誰が決めたのか。基準については安全委員会又は国が認めた機関がきちんとした基準を作るべきだと考えている。斑目委員長はストレステスト 1 次評価だけでは安全とは言えないと言っている。3 月 23 日に一度原子力安全委員会 (以下「安全委員会」という。) が保安院の審査書を確認しているが、審査書の確認のみで安全かどうかの確認はしていない。基準 1、2 で福島原発事故並みの対策は取れているとのことだが、国民の多くは基準 3 までの安全を求めていると大臣も思っているはずだ。国際基準と比較すると日本の安全基準はでたらめだ。今回の事故で全く信頼を得られていない保安院や安全委員会に確認しても、国民は信頼しない。新しい安全委員会にするのか新しいメンバーにするのか、国会の権力闘争や規制庁の問題もあるだろうが、新しいメンバーに基準を立ててもらわねばならない。大臣は基準 2 まで満たしたので安全だとおっしゃっ

たが、多くの国民は基準3の内容を詳しくわからないが、基準3くらいまで満たしていないといけな
いと感じている。この安全ギャップを埋め切れていないので、国民の信頼を得られていないと思う。
表現の仕方として、政府が基準3まで目指すのならば基準2まででは安全についてまだ不十分だと
思う。ただ、電力需給の問題によって必要性がどうしてもあり、世の中にあるリスクを考えて、基準3
まで満たすには時間を要するので今は基準2までだ、ということならば（原発の）動かし方もいろ
ろあると思う。今は動かし方がゼロか100で、電力会社は基準2まで満たせば安全性が確認されたの
で大飯原発もその他の原発も動かせるだけどんどん動かすと言っている。基準3も正式な機関に確認
してもらわないといけませんが、現在は基準2まで（の確認）ということであれば、臨時的に動かすの
か、1か月、2か月、3か月だけという動かし方もあるとは思っている。政府は基準2まで確認し
たから再稼働だ、その再稼働はフル稼働だ、と映っているところに国民の信頼が得られていないと思
っている。（橋下委員）

- ・ 橋下委員の意見にほとんど賛成。関西で原発動かなければ15%、少し減るかもしれないがそれくら
いの節電が必要で、（産業の）生産に影響が出たり、（府県民）所得が減るといった影響が出てくると
思う。地方の政治家は、原発の安全性はきちんとしなければいけないし、一方で市民の生活も守らな
ければならなくて、細野大臣も同じように考えていると思う。原発がなぜ大阪湾にないかという
と、原発は原子力指針によって初めから危ないものだと考えられているから。大都市で事故があると大き
な影響があるので、どちらかといえば人口の少ない地域に置く。全ての巨大建造物には必ずリスクが
あるが、他のリスクに比べて圧倒的に小さいのであれば管理するということできているはず。橋下
委員も多分同じ事を考えていると思うが、そこは少し強調しておきたい。従って電力が止まると困
ると思っている。しかし一方で、元は原子力規制をやっていて、その経験からすると何だこれはとい
うのが一年間続いている。特に、基準が後から出てくるというのはとても良くない。国民的なコンセン
サスを取って基準を決めて、（基準を満たしているか）チェックして大丈夫かどうかを調べるのであ
って、後でバタバタ基準が出てくると何だということになる。原子力安全委員会設置の法律の条文では、
政府は最大限尊重しなければならないということになっていて、大事な話は安全委員会に諮って、専
門的な知識を得て大丈夫だと言えやります、政治的な判断はしないということになっているはず。
しかし、今回最終的に原発を動かすべきだと言うのであれば、その前提として基準1～3がある
のはともかくとして、短期の稼働かどうかもさておいて、原発の安全規制的な意味で動かしても大
丈夫だと専門家が言って政治家が従うべきではないか。政治主導で安全委員会（の意見）がみえない
というのはどうかと私は思っている。（仁坂副広域連合長）

(※) 現在の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の規定は、「第24条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、第二条各
号又は第十三条第一項各号に掲げる所掌事務について必要があると認めるときは、それぞれ、内閣総理大臣を通じて関係行政機
関の長に勧告することができる。」と。法制定時の規定は「第3条 内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受
けたときは、これを尊重しなければならない。」。

- ・ 基準1～3は安全基準として政府が策定したものなのか。委員会としての判断基準と書いてあるが、
安全基準として理解していいか。（山田委員）
→ 再稼働に向けた安全基準である。ただ、先ほど橋下市長が言ったとおり、安全はこれをやれば完璧
で全て終わりであるといった考え方はとらない。安全神話からは脱却しているものとして現段階で示
している基準である。（細野大臣）

- 安全の基準だとすれば、安全委員会が正式に決定して初めて規制基準として成り立つと思うが、なぜ安全委員会を通さないのか。（山田委員）
- 安全委員会は行政の組織としては八条委員会で独立した組織で通常の行政組織とは違うが、政府全体では行政組織の一環と言えると思う。その組織としては個別の基準を安全委員会が作るとか、再稼働について直接判断するという権限は与えられていない。八条委員会のさまざまなチェックをするという立場から、基準2については評価書を出し、基準3についても安全委員長が明確なコメントをしているということである。この行政組織法上の位置づけとして、安全委員会としてやりうることをやっていくと考える。（細野大臣）
- 非常に疑問を感じる。基準1～3という新しい基準、政府がこういう方針で出すという原子力の規制に関する基準を作る際には、法に基づく安全委員会の役割からすると、少なくとも安全委員会に対して意見を求めるのが法的な筋ではないか。新しい安全基準を作りながら、安全委員会に対して意見を求めないことがおかしいと我々は感じている。本来安全委員会は、原子力規制・安全政策に関しては決定をする、政策を提言する役割を持っている。これは民主的な手続きを経て原子力安全規制を作ることは法律の主旨である。政治ベースでも役所ベースでも決めるべきではない。安全委員会が専門家の最高見地から原子力の規制に関してきちんと判断することが必要。今回のように福島第一原発の知見を基にした新しい基準を策定するのであれば、それについて少なくとも安全委員会の意見を聴くことは法的な建前からすると当然のことであるにもかかわらず聴かないのかを、関西広域連合でも意見として申し入れている。我々が言っているのは単純なことで、新しい基準を福島原発事故の知見を元に作ったのなら、法律上、原子力の安全規制を提言する役割のある民的機関、官的機関としての安全委員会に少なくとも諮問をする努力をするのが政府として当たり前ではないかと申し上げている。（山田委員）
- 若干今の行政組織の実態と異なるのは、安全委員会は決定をする権限はない。提言はできるので提言に則った形で我々はストレステストを設定し、安全委員長としてのさまざまな発言を受けて基準を設定した。提言は十分踏まえて基準を作っている。そのうえで率直に申し上げると、橋下市長のおっしゃったとおり、安全委員会や保安院も含めて信頼が地に落ちていることは否定できない事実だと思う。だからこの基準については現状の組織で出されたものをしっかり踏まえて3つの基準を作り、国民の皆さんにしっかり説明する。その上で新しい規制庁ができたときには、厳しい基準をしっかり作ってさらなる安全性の確保を図っていくことをやっていかなければならない。その基準の中には先ほど申し上げましたバックフィットもあるけれども、シビアアクシデントの法制化もある。事業者の皆さんからは反発もあったが、40年の運転制限制御も導入する。大飯原発は19年、20年と比較的新しい発電所だが、時間が経ったらもっと厳しくみるべきだと思っている。さらなる安全性を高めることについては、新しい規制庁でしっかりとやらせていただきたい。先ほど示したものは新しい基準を先取りしたものである。（細野大臣）
- ・ 齋藤副長官からは、総理の思いを持って、総理の意志を受け継いで関西広域連合に説明に来た、日本は資源のない国でエネルギー事情も踏まえて、総理として再稼働に向けた意志を持っているという話だったと思う。我々には再稼働をするかどうかの（判断の）権限はない。政府として細野大臣の話でも、基準2までで原発を再稼働するという総理の意志だと思う。動いた場合、現在電力が足りないのは7～9月だと言われている。基準2で今までと同じように原発を動かすのが総理の意志なのか、確認したい。（松井委員）

- 大臣から基準1～3を説明させてもらった。基準3についても専門家のさまざまな知見を得て、検証を踏まえて、最終的にこのレベルに達するのが望ましいということで30項目をとりまとめさせてもらった。今政府は規制庁を作ろうとしている。その過程の中でさまざまな専門家の知見をいただき、基準1～3を設定した。新しい体制になればバックフィット等、常に世界最高水準を今も求めているしこれからも求めていくので、現時点での基準をさせていただいたところである。（齋藤副長官）
- ・ 安全委員会は法律上、原子炉に関する規制のうち安全の確保のための規制に関することについて企画し、審議し、決定するという事になっている（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第13条）。はっきり法律で書いてあるはずだが。だから決定権を持っている。（山田委員）
- 細野大臣は安全委員会が八条委員会だから最終的には行政機関が決めないといけないとおっしゃったと思う。山田委員がおっしゃった条文はわざわざ書いた条文で、なぜ書いたかということ原子力の安全を政治家がもてあそんではいけないということで安全委員会が決定しそれを最大限尊重するよう、八条委員会の制約に目をつむって書いた条文である。細野大臣の話に異を唱えるならば、行政庁、保安院が一生懸命行すが、間違いがあるかもしれないので安全委員会がダブルチェックを行うという考え方である。信頼は地に落ちているかもしれないが、にわかには勉強した人よりは安全性については判断ができるのではないかと。細野大臣がおっしゃるように信頼が地に落ちているので新組織でということであれば、新組織ができるまでは絶対に原発は動かすべきではないという結論になってしまうと思う。従って、安全委員会のきちんとした判断を仰ぐべきではないかと思う。（仁坂副広域連合長）
- 先ほど、再稼働に向けた安全基準だと申し上げた。しかし、安全基準は先ほど申し上げたように、国民の大きな懸念の下でどう考えるかという、法律を超えたところに出てきている事態である。規制ではなく再稼働をするときに、これまでは事業者が独自で判断していた。しかしそれは今は認めるわけにはいかないので、そこで再稼働については昨年からのストレステストを課すことも含めて、より厳しい基準を導入した。規制ではないが実質的な基準として機能しているということを示した。そういったことについて安全委員会がどこまで知るのかということについては、法的な根拠はない。提案はできるけれども直接決定する権限はないと申し上げた。私もなし崩し的にこのまま再稼働が進むことは望ましくない、やるべきではないと考えたので、大飯以外のところについては手続きが3～4月にまたいでいますが、新しい規制機関ができる4月以降に出てくるものについては、安全委員会にかけてすぐに再稼働という判断をすべきではないと考えた。できるだけ早く国会の御理解をいただいて、安全規制機関を誕生させて、その下で再稼働について判断する。厳しい規制を導入することをやるべきであろうと考えている。そのうえで齋藤副長官からも一部話があったが、大飯3号機、4号機について再稼働させていただくとすれば、それをどのような位置づけにし、どのような電源と位置づけていくのかは、さまざまなことを検討する可能性があると思う。ただ、そこは私は規制側の人間で、動電力を供給するかという立場ではないので、お二人から貴重な御提案をいただいたと受け止めて、供給サイドのさまざまな検討をする際に、皆さんの思いを届けたいと思う。（細野大臣）- ・ 安全対策を本当に国はやる気があるのか。ここに集まっているのは（原発の）周辺地域。周辺地域は今までは何もない。ゼロから避難計画を作り実際に避難をする、監視をするということをしなければならない。細野大臣に以前お願いし、今年度の国の予算はかなり増額してもらった。しかし一つの県で3億5千万円で打止め。鳥取県の隣の島根県に原発があるが、14億円足りない。滋賀県もどこでも同じである。こういう状態では一向に安全体制は作れない。さらに実際に避難をしようと思ったときに、県境をまたいでいろいろなことが動かないといけない。病院や特別養護老人ホームに入っている

る方は、鳥取県内では（原発から）30km 圏内に8,500 人いる。実際に避難民は県内に6 万人いるが、島根県と合わせると両県で46 万人いる。この人たちを実際に動かそうとすると、国の協力もなければ交通機関の問題や別の県に病院や特養を確保しなければならないとか、我々はそのまでの原子力安全体制を作ろうとしているが、なかなか国の協力が得られない。特に原子力安全対策のための交付金だとか監視等交付金は足りなさすぎる。これでは原発を動かすという話ばかりで不安が生じるので、是非考えていただきたい。（平井委員）

- 安全規制行政について、是非法的に地方が参加できる取組をお願いしたい。（荒川副委員）
- 細野大臣が考えている基準1、2は安全基準ではなくて対策だと思う。福島原発事故の際の津波への対策で、基準1、2で対策ができたというのはわかる。しかし、原子力発電所が本当に安全かどうかは別の話であって、大臣の話を伺うとといった誰がこの日本国家で安全基準を作り、今の日本国家で原子力の安全基準があるのかと言われると否だと私は思っている。電力事業法は原発で事故を起こすことはないことが前提に作られていたが、大きく変わった。対策と安全の基準は違って、きちんとした安全基準を作ると明言されたので、私たちはそれに期待している。信頼できる人をメンバーに入れられてきちんと基準を作ればいいと思う。基準1、2は一応の津波対策であって、安全基準でない。このギャップを国民は直感でわかっていて、それを政府は安全だと言うが対策ではないかと。何でそれを正直に言わないのか。電力会社は基準1は対策ではなく安全基準だと思っているので、これをクリアすればどんどんフル稼働するだけだ。細野大臣は稼働の仕方をいろいろ検討されるとおっしゃったが、ここが私たちは一番気になっている。この基準1、2の津波対策をやっただけでこれからフル稼働に走るのか。それとも新しい規制庁ができて安全基準ができるまでは、やむを得ず臨時の運転ということで、2か月か3か月かわからないがピークをしのぐためだけの臨時の運転で、事故があればリスクはみんな背負わないといけないが、世の中にいろいろなリスクがある。いろいろな政治的判断があると思うが、それをごちゃ混ぜにして基準1、2を超えれば安全だイコールフル稼働だと伝わっているのでは、おかしいと思っている。対策と安全基準をしっかりと分けて、安全基準をしっかりと作ってもらって、それまでの間はどうかともフル稼働はないと思う。しかし、電力会社はそう考えており、政権からもそうしたメッセージしか伝わってこない。（橋下委員）
- 4月26日の関西広域連合の要望の主旨は、安全の確認をきちんとした手続きと専門家の判断に基づいて欲しい。その上で政治的判断をして最終決定をして欲しいということ。実質的には細野大臣が何度も繰り返したように、安全対策は、動かしても大丈夫だという対策はかなりできているんだと思う。ただ専門家の確認というのが抜けているのではないかと思う。専門家に確認をしてもらって最終判断をしてはどうかというのが、1で述べている主旨である。今までの意見を総括するとどうもその辺のところには心配が及んでいると思うので、その辺は関西広域連合であり周辺県として、心配しているということを御理解いただきたい。副長官、大臣と率直な意見交換ができたことに対して感謝申し上げます。（井戸広域連合長）
- 保安院、安全委員会の信頼が地に落ちているという大臣の御発言があったが、今一番信頼がないのが政府である。このところをしっかりと押さえたい。信頼を回復するために必要なのは、客観的、中立的、科学的な知見。政治的判断であってはならない。客観的中立性を担保することが信頼につながっていくと思うし、専門家の知見によって判断する。このプロセスを踏むべきだと思うので是非よろしく願い申し上げます。（菅谷副議長）

- ・ 細野大臣がエネルギー需給担当部局に今日の話伝えるとのことだったが、その返事をもらえるのかどうか確認したい。 (松井委員)
- 確認して御説明させていただきたいと思う。貴重な時間を頂戴したことに感謝申し上げる。 (齋藤副長官)
- 今日皆さんが真剣に意見交換できたことの重みを感じ、感謝申し上げます。安全に終わりはない。安全のレベルが上がってきたことは間違いないが、さらに上を目指さなければならないので、プロセスを認識したうえで進めていきたい。今回の大飯原発に関しては特別な監視体制をと福井県からも話があるので、それを何らかの形で作るべきだと政府内で検討しているところである。問題はその先であり、これからそれぞれの自治体の皆さんとどういう関係を作っていくべきか、より強い関係を作っていくべきだと今日考えた。そのやり方は新しい規制組織の下で、エネルギー全般にも関わることなので、皆さんにも何らかの形で御報告をしたり意見をいただいたりしたいと思っているので、しっかりと検討していくことは伝える。 (細野大臣)
- ・ 官房副長官、大臣に感謝申し上げます。夏の電力対策、国の出先機関移譲の問題を抱えている。十分に国と調整して進めていきたいと考えている。今後の指導もよろしくようお願い申し上げます。再稼働については今日の委員会の意見を踏まえていただいて御検討いただけるようお願い申し上げて、お礼の言葉に代えさせていただきます。 (井戸広域連合長)

2 今夏の電力需給の検討状況等について (エネルギー検討会)

- ◆ 関西電力株から、今夏の需給見通しと平成 22 年度比で 15%以上の節電のお願いについて説明があった。
- ◆ 国家戦略室及び資源エネルギー庁から、今夏の電力需給対策について説明があった。
- ◆ 電力需給等検討プロジェクトチームから、関西電力の電力需給見通しの内容を検証した結果、概ね妥当なものである旨、報告された。
 - ・ 15%の節電はこの夏どうしても必要だと考える。広域連合としても15%を目標として、具体的な呼びかけ、節電対策について議論していくことを決定してはどうか。 (松井委員)
 - ・ 命にかかわる生活の場面への電力の供給が重要だと思う。中小企業者の事業が滞りなく行われるよう、徹底的な(節電の)PR、我々も一生懸命やるが、関西電力にも啓発活動に協力を要請するとともに関西連合、基礎自治体と協力しながら進めていく必要がある。 (竹山委員)
 - ・ 政府はなぜ需給検証を実施したのか。政府は対策するところである。なんのために需給検証を実施したかという、電力が足りないから原発の稼働はやむを得ないと言いたいがためということが一つ、もう一つは今夏の15%の節電は非常に厳しいが、節電できてしまったら困る。政府は従来通り「節電もいいことだ」という流れになってくれないかなと思っているのではないかと。人工透析の患者は各家庭の電源に設置しており、そういった方への対策はどうなっているのか。 (仁坂副広域連合長)
 - ・ 15%以上の節電対策の見通しについて、国としてどう判断しているのか。関西電力は大飯の原発を稼働すれば乗り切れると言っているが、どれくらいの期間動かせばよいと考えているのか。 (山田委員)
- 仁坂知事からご質問のあった検証委員会の役割については、透明性・客観性を確保することを目的に、第三者の目で資源エネルギー庁や電力会社の公表する値の検証を実施している。次に家庭に設置している人工呼吸器・人工透析器への対応としては、前回の東京電力管内の取り組みをでは、医者を

經由して患者の状況を把握し、それぞれの家庭に人工呼吸器の稼働に必要な蓄電池を配布している。また、山田知事ご質問の大飯の稼働については、本対策は稼働如何にかかわらず対策が必要なものと考えている。(糟谷部長)

→ 大飯が稼働すれば需給ギャップはほぼ0にはなるが、その中には安定供給に必要な(予備率の)3%や既に定着している節電効果、随時調整契約分が既に含まれており、稼働しても一定の節電はやむを得ない。また、安定した電力の供給には、電力供給施設の故障や点検などに起因するリスクとしてさらに8~10%程度見ておかなければならない。(香川副社長)

・ 関西広域連合としては電力使用制限令も計画停電も避けてほしいと申し入れたが、万が一に備えて電力使用制限令を使えばどうなるのかということは検証すべき。(橋下委員)

→ 電力使用制限令では、法令違反にならないように事業者側が過剰な電力使用制限を行ってしまったら、節電の必要性が薄い日でも電力制限を課さなければならないなど問題がある。また大口のみが対象となり平等性にも問題があり、一方的にコスト負担を求めることになる。(糟谷部長)

・ 去年の経験に基づき、電力使用制限令を一律にやるのではなくもう少しやり方を工夫できないのか。(橋下委員)

→ 罰則は与えられないが、電力を控えてほしいという連絡、緊急メールなどによる協力依頼は可能である。電力使用制限令はどういう場合に実施しなければならないのかをあらかじめ定めなければならない。また、業種毎に分けて実施するには業種の明確な分別が必要だが困難であり、法律的に罰則を定める以上は厳密に定めなければならない。(糟谷部長)

・ 万が一に備えて電力使用制限も考えてもらえないかということであり、たとえば15%を超える節電が必要な時だけ命令を発するようなことはできないのか。(井戸広域連合長)

・ ピークカット対策としては、電気料金に対するインセンティブやネガワット取引などの取り組みを活用して対策していきたい。(糟谷部長)

・ 節電するとお互いに利益があるということではなく、節電しないと本当に立ち行かなくなることになる。大口の電力を止めないと関西は救えない。法律でやらないといけないかどうかではなく、(強制的な電力使用制限を)やるべきかどうかということではないか。(仁坂副広域連合長)

・ 政府が権力を唯一行使できるのであり、民主党の国会議員に責任を取ってもらうとして、関西電力の電気予報の値をもとに電力使用制限令を発動するなどできないものか。(橋下委員)

・ 緊急救命センターでは手術を緊急にしなければならないなどもあり、(今の対策が)万全の対策といいきれるのかどうか。大阪府庁で開催した総務常任委員会でもあったが、関電が示している数値に一貫性がないなど不安感があってはならない。常に一貫した情報の発信をすべきである。(平井委員)

・ 電力使用制限令はなしという結論でいくのか。電力使用制限令を実施しないと決定するのは時期尚早ではないか。(橋下委員)

・ 経済界からはもう電力使用制限令は使用しないでくれと明確に言われている。電力制限するには事業者側でかなりの準備が必要であることから、随時調整契約などを活用したソフトの対策をすすめることが望ましい。(長尾局長)

・ いよいよ電力が足りなくなったときのツールとして電力使用制限令も考えておく必要がある。確かに計画停電を行えばそれ以上の対策は不要である。しかし計画停電と電力使用制限令のやり方は違う、対象者も違う、だからツールとして残しておくほうがよい。(橋下委員)

・ 電力使用制限令は電力を使えないわけではなく、後で罰則があるだけであり絶対に需要をとめるも

のではない。(糟谷部長)

- ・ほかの手段すべてを排除しているものではない。万々が一の際にはあらゆる方法を検討する。(井戸広域連合長)

◆ 検証結果を踏まえ、原発の再稼働がないことを前提に、平成 22 年度比で 15%以上の節電を目標として取り組んでいくことを決定した。

- ・節電目標はあくまで大飯原発を動かさなかったという前提である。15%の節電は経済活動に影響を与えるものではあるが、一方で原発稼働に対する安全性の確保も重要である。国が大飯原発をうごかすことができなかったという前提でこの案を了承したい。(仁坂副広域連合長)
- ・松井委員の提案も了承したい。現在は福島事故に対する安全対策、応急措置は行ったけど新しい安全基準は作れていない。新しい安全基準は原子力安全委員にまかせることができないので、原子力規制庁ができるまで待とうという状況で再稼働の判断の時期が来ている。我々は総理の強い意志を持って判断した結果を基に節電目標を15%としているが、本当に緊急性と安全性をどうするか。安全性は十分と言いきれない中で進めようとしていることに対し、政府に懸念を伝えるべきではないか。(山田委員)
- ・原発再稼働が、安全第一なのは当然である。そのことについては、本市においても、大阪市・神戸市とも連携とした取組を行っている。この間、本当に再稼働が必要なのかについて議論を行ってきたが、国民生活や産業、命に関わる問題も含め、電力需給について政府の責任を果たしてもらう必要がある。住民の理解もまた得ていく必要がある。これらについて国に要望していこうという山田知事の提案に賛同する。(門川京都市長)
- ・これは大飯の原発の再稼働がないことを前提にしたフレーム、それに基づく節電目標を検討してということで広域連合の委員会として決定した。もし(大飯が)うごくようなことがあっても、八木社長から節電対策は必要であると話はあったが、もう一度再点検して対応を検討する。政府に対する申し入れは30日の鳥取で実施する連合委員会にて決定してはどうか。(井戸広域連合長)
- ・そこまで待つのか。早急に申し入れしないといけないのではないか。(山田委員)
- ・早急に山田知事にて原案を作っていただくことで。(井戸広域連合長)
- ・原子力発電の再稼働には安全が第一である。この間の議論として(原発の再起動が)本当に必要なかが大きな議論であり、第三者がそれを見極めないと関西電力が大げさに言ってるのではないかと。国民生活や産業、さまざまな病院や命にかかわる問題も含めて、電力の需要が厳しい。2つめは原子力の安全性について、まだ政府は責任をまだ果たしていない。きっちりと責任を果たしてもらおうという山田知事の言われていること、これを緊急にやっていただかないといけない、ただしそれはもしやったとしても、恒久的なものではなくあくまでも暫定的なこの夏を乗り切るものということである。もうひとつは住民の理解、国民の理解。この緊急の事態に際して国に対して能動的な行動、特に関西地域の厳しい状況を踏まえた行動を国にしてもらおうように要請するという趣旨ではないか。
- ・早急に取りまとめて、明日中に相談をして提出できるようにする。(井戸広域連合長)

◆ 具体的な節電対策について、国や関西電力(株)と連携し、次回(5月30日)の連合委員会で決定することとした。

3 その他報告事項

- ◆ 「アクション・プラン」推進委員会（第8回）の開催結果について報告された。（国出先機関対策）
 - ・ 第8回「アクション・プラン」推進委員会が開催され法律の骨子案が示された。従来より基本構成案の段階で問題点を政府に申し入れていたが、あまり改善されていない。そもそもなぜ丸ごと移管を主張しているのか。丸ごと移管する理由は泥沼の戦争にならないようにということ。事務の仕分けを始めたら泥沼になってしまい従来の失敗を繰り返してしまうのではないかとことを主張した。また、国交省は異なる事務類型を作れと言ったことについて、それは機関委任事務になるのではないか。機関委任事務の復活は絶対許されないと強く主張しておいた。それから国の事務を広域連合に下ろしたときには、県からも事務を上げろと言っている。それに対しては、持ち寄り事務を義務付けるのはおかしいと申し上げた。さらに財源移譲について、より具体的な保証をせよと主張してきた。川端特命担当大臣からは、機関委任事務の復活は絶対しない、持ち寄り事務は努力義務とし、具体的な義務付けはしないと言質を得た。問題は具体的に移譲される事務の書き方。国出先機関がとりあつかっている法律をすべて書き、政令で定めるものは除くと書くことを考えているようだが、政令にいろんな法律の事務が書かれる恐れがある。その結果、法律はまとまるが政令がなかなかまとまらない、ハコはできたが中身がつまらない状態ができてしまう。政府には政令で除外する際の明確な基準を書けと強く主張してきた。（井戸広域連合長）
 - ・ 個々の作用法を根拠にしているのではなく、それぞれの組織法を根拠に出先がやらされている事務がある。こういう事務を政令でどう整理していくかが課題。また、次には移管事務リストを出すと言ったが、ポジティブリストとネガティブリストの議論がある。絶対に（地方に）移さないもののみをネガティブリストに書いて、あとはすべて移譲対象にする（ポジティブリスト）とかなないとむちゃくちゃになる。（仁坂副広域連合長）
 - ・ 現実には1月の段階での回答と5月の回答は全く変わっていない。全部法定受託事務ですよとか、特別な指示は状況に応じて認めるなど、こちらは相当譲歩してきたのに意に介していない。これからが大変。（井戸広域連合長）
 - ・ 区域の範囲についてはどこまで話が進展したのか、我々は奈良県の問題を抱えている。（山田委員）
 - ・ 「合理的な範囲」の区域を除く範囲であり、「合理的な範囲」とは何かという議論はこれからである。川端大臣は「知恵出しましょうよ」と言っているのは、事実上入ってもらおうということなのか。片山前総務大臣のように、どうしても入らないのなら、中部整備局に三重ともども行ってもらうという方法もあるのではないかと。以前より申し上げているように一度国の直轄にして委任を受けるというやりかたもある。なによりも一番大切なのは奈良に入ってもらおうということ。今度神戸市・京都市の加入に際して6月議会に規約改正案をだしていくので、関西で抜けているのは奈良だけになってしまう。こうした機会を捉えて、奈良に発足以降の取組など状況説明して加入をもとめていく。6月から7月に荒井知事、奈良県議会へ私と議長ともども状況説明と加入の要請に行きたいと考えている。これは制度の問題というよりも理解を求めていくことが重要だ。ただ、一番心配なのは事務の仕分けが残っていること。法律の名前は挙がっているので丸ごと移管の体裁をとるようだが、実質的にその部分の作業が終わらないとわからない。（井戸広域連合長）
 - ・ 事務局が仕分けしたのはご破算になったのか。（橋下委員）

- ・ あの仕分け自体が問題。たとえば景観法など国の利害に直接関係する法律は絶対にあげないといっている。景観法なんて何が国の利害に関係があるのか。 (井戸広域連合長)
(橋下委員は内閣府が作成した仕分け案のことを仰っているようだが、井戸連合長は仕分け案に対する各省の回答のことを仰っている由。双方誤解のまま以下やりとり。事務局注)
- ・ ものすごくやる気のない回答をしている。もうひとつの問題は、環境省の国立公園。例外ですと言われると全部つぶれてしまう。地方整備局や経産局など。これも決着がついていない。ですから枠組みの法案はできるかもしれないが中身をどう固めていくかということになる。「アクション・プラン」推進委員会は議論じゃない。そこで我々がどこまで戦っていけるか。皆さんとやり方を相談したい。(井戸広域連合長)
- ・ 事務局には大阪府など地方サイドからも人が入っている。あのファイルでとりあえず進めていくこと自体が問題なのか。 (橋下委員)
- ・ そのこと自体が問題である。あの回答が全く誠意のない回答になっている。 (井戸広域連合長)
- ・ 全国知事会でも議論があったかと思うが、政令の内容は、国と地方の協議の場で定めることがあってもよい。これは関西だけでなく、四国や九州、中国など全体の問題である。国・地方で決めていく仕掛け作りが必要である。 (平井委員)
- ・ 今まであまり言わなかったが、今度の「アクション・プラン」推進委員会ではきちんと主張していきたい。担保を取るようになっていきたい。 (井戸広域連合長)
- ・ 地方グループのほうが作ったファイルの方は地方でしか共有できていないということか。(橋下委員)
- ・ 内閣府と地方が作った仕分けはそんなに問題はないが、これで内閣府が押し切れないということ。各省庁とのやりとりの中で、すりあわせができないままになっている。 (桑野事務次長)
- ・ 内閣府で細かい事務をすべて詰め切れていないことが問題。一つ一つの事務について内閣府は仕分けを行っていない。 (井戸広域連合長)
- ・ 政令で定めるものは除くのか。法律は全部挙げてまるごとの形をとるが、法律のうち、この権限は除くみたいな。 (橋下委員)
- ・ とにかく法律を出させることが大事で、国地方の協議でもうひと勝負しないとイケない。(平井委員)

◆ 関西イノベーション国際戦略総合特区推進体制の設置（5月19日付）について報告された。

- ・ 関西広域連合に特区推進本部を作り、松井委員のもとに、関西広域連合事務局の中に関西イノベーション国際戦略特区を設け、室長に大阪府の商工労働部の理事になってもらう。このイノベーション戦略特区はこれからの関西の発展の基盤を作る所と考えているので、広域連合あげて努力をしていく。(井戸広域連合長)

◆ 北陸新幹線に関する国からの意見照会について、広域連合としての回答の方向性が確認された。

- ・ 国土交通省から関西広域連合に対し、フリーゲージトレインの意見照会があった。基本的には了承するが、国が積極的に2つのことを取り組むことを前提に了承する。ひとつがフリーゲージトレインはあくまで暫定措置であり、大阪までのフル規格での全線早期整備を行うことを強く申し入れる。もうひとつはフリーゲージトレインの安全性・騒音対策、既存の運行計画の延長などそれぞれの課題に

対して適切に対策すること、その場合には関西広域連合と十分協議すること。以上2点を条件として了承する。 (井戸広域連合長)